

2017 年	10 月	19 日	作成
2017 年	10 月	24 日	承認
2017 年	10 月	26 日	設立
2019 年	1 月	21 日	変更
2019 年	8 月	4 日	変更
2021 年	2 月	16 日	変更
2021 年	5 月	14 日	変更
2021 年	8 月	18 日	変更
2021 年	12 月	23 日	変更
2022 年	3 月	31 日	変更
2023 年	9 月	21 日	変更
2024 年	4 月	1 日	変更
2026 年	5 月	28 日	変更
2026 年	7 月	16 日	変更

定款

株式会社 Skyfall

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 Skyfall と称する。なお、英文では、Skyfall Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ソフトウェアプロダクト及び関連ソフトウェアの研究開発、流通及び運営
2. 広告業及び広告代理店業
3. 各種情報提供サービス業務、各種情報収集サービス業務及び各種情報処理サービス業務
4. 各種コンサルティング業務
5. 各種アプリケーションソフトの企画、開発、制作、配信、管理、運営及び販売
6. 電子書籍、漫画等の企画、開発、制作、販売、輸出入、あるいはこれらの原盤の管理
7. インターネットを利用したオンラインゲーム及びアプリケーションに関する、ウェブサイトの企画、開発、制作、管理、運営及び販売
8. マーケティング・リサーチ並びに経営情報の調査、収集及び提供
9. 情報の収集、分析、管理及び処理サービス業、情報提供サービス業並びに情報処理に関する研究開発
10. 経済、金融・資本市場及び企業に関する研究調査業務
11. 各種セミナー、イベント等の企画、開催、運営及び管理
12. 各種商品の企画、製造、販売及び輸出入
13. 通信販売業
14. 上記各号に関するカスタマーサポート業務
15. 上記各号に関する出版物の企画、編集、発行及び販売
16. 上記各号に関する著作権・著作隣接権等の知的財産権の取得、保有、管理、運用、調査、評価、使用許諾、販売、賃貸、譲渡
17. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,400万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故若しくは支障があるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。

2. 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(株主総会議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、7 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって 1 名以上の代表取締役を選定する。

2. 代表取締役が 2 名以上いる場合には、取締役会の決議により、うち 1 名を社長とし、代表取締役が 1 名の場合には、当該代表取締役を社長とする。
3. 必要に応じて、取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役並びに常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
但し、監査役が当該提案について異議を述べた場合はこの限りでない。

(取締役会議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席取締役及び出席監査役が記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 30 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

（監査役の選任）

第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役の任期）

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 33 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。

(監査役会規程)

第 37 条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 42 条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 43 条 当社は、会社法第 423 条第 1 項に規定する会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 44 条 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 45 条 当社は、剰余金の配当等に関する会社法第 459 条第 1 項の各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 46 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 47 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

第 8 章 附則

(定款に定めのない事項)

第 48 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(電子提供措置等の効力発生日)

第 49 条 2026 年 5 月 28 日の臨時株主総会の決議による第 15 条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。

2. 本条は前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。

以上